

令和4年度入札・契約制度の改正等について

令和4年4月1日以降に本市が発注・契約する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり実施いたします。

1 令和4年度郡山市工事請負契約約款及び委託契約約款の改正について

本市では、工事請負契約約款及び委託契約約款を制定しておりますが、令和4年4月以降の契約について、令和4年度の約款が適用されます。市ウェブサイトに掲載いたしますので、契約締結前に内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【契約関係】(契約課分)>契約関係様式(建設工事等)ダウンロード

2 最低制限価格制度の見直しについて

本市が令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事において、最低制限価格の設定方法の見直しを行います。詳細につきましては、市ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【その他】(契約課分)>郡山市発注工事における最低制限価格制度の見直しについて

3 建設工事等における前払金及び中間前払金の特例措置の一部変更について

被災地域における建設工事等の前払金及び中間前払金について、特例措置が適用されておりますが、令和4年4月1日以降に契約を締結する案件について、下記のとおり特例措置の内容が一部変更のうえ、適用となりますので、ご注意ください。

対象案件(令和3年度より変更なし)

前払金

1件の請負代金が300万円以上の建設工事及び測量等

中間前払金

1件の請負代金が300万円以上の建設工事において、以下の条件を全て満たしているもの

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当初の前金払が支出済であること。

請求割合

建設工事

契約日	前払金の割合	中間前払金の割合
令和4年3月31日まで	請負代金の10分の5以内	請負代金の10分の2以内 (前払金含め10分の7以内)
令和4年4月1日以降	請負代金の10分の4.5以内	請負代金の10分の2以内 (前払金含め10分の6.5以内)

測量等（設計及び調査含む）

契約日	前払金の割合
令和4年3月31日まで	請負代金の10分の4以内
令和4年4月1日以降	請負代金の10分の3.5以内

【問い合わせ先】

財務部契約課 工事契約係

TEL:024-924-2601